

和歌山県環境衛生研究センター
第4期中期計画

2022年

目 次

- 第1 計画策定の趣旨
- 第2 計画期間
- 第3 環境衛生研究センターの役割と基本方針
- 第4 環境衛生研究センターの現状と課題
- 第5 環境衛生研究センターの取るべき措置
- 第6 環境衛生研究センターの今後のあり方

第1 計画策定の趣旨

2017年4月に和歌山県長期総合計画『世界とつながる 愛着ある元気な和歌山～県民みんなが楽しく暮らすために～』が策定されたことを受け、和歌山県環境衛生研究センターにおいても長期総合計画に掲げられた課題解決のため3期目となる中期計画を策定し、重点的に取り組んできました。

この間、およそ100年振りに感染症の大流行が世界を襲い、地球規模の気温上昇さらには気候変動の影響と思われる大規模な災害が毎年のように発生するなど、私たちの生活環境は大きく変わりつつあります。

この様な変化の中、第3期中期計画の期間が2021年度で終了したこと、さらに第3期計画にも位置付け取り組んできた施設再整備がようやく始動するなどソフト、ハードの両面で変革期を迎えることから新たに第4期の中期計画を策定し、目指す姿を明らかにするものです。

第2 計画期間

先の中期計画が、現長期総合計画の前半期間に対応するものとして2017年度から2021年度までの5年間であったこと、センターを取り巻く環境変化や中期計画という性格を踏まえ2022年度から2026年度までの5年間とします。

第3 環境衛生研究センターの役割と基本方針

1. センターの役割

センターの役割は、県行政組織規則に定めるとおり和歌山県における保健衛生の向上及び増進並びに環境保全の確保及び創造に関して、必要な測定、調査研究、試験検査及び技術指導を行うことです。県行政組織規則に定められているセンターの任務及び所掌事務の詳細については、以下のとおりです。

(県行政組織規則第98条)

- (1) 食品衛生法第29条に基づく試験検査事務に関すること。
- (2) 衛生に関する微生物、食品及び薬品の試験検査並びに保健、疫学及び生活環境に関する調査研究及び試験検査に関すること。
- (3) 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染及び地盤沈下に関する測定及び調査研究に関すること。
- (4) 廃棄物に関する測定及び調査研究に関すること。
- (5) 環境保全に関する技術指導及び調査研究業務に関すること。
- (6) 感染症情報センターに関すること。
- (7) 前各号に掲げる業務についての技術指導及び研修に関すること。
- (8) 企業等からの依頼に基づく試験研究又は調査に関すること。

(9) その他任務の達成に必要なこと。

2. センターの基本方針

科学的・技術的中核機関として広域化、複雑化する保健・衛生、環境保全行政の課題解決に向けた試験検査の実施及び施策立案に貢献するため関係機関と連携し、次のおり機能強化を進めます。

- (1) 行政検査の拡充と的確な実施
- (2) 調査研究や情報収集力の充実
- (3) 関係機関との連携による行政課題への貢献
- (4) 危機事象への的確で迅速な対応
- (5) 体制強化と人材育成
- (6) 技術研修・体験講座の拡充
- (7) 収集・解析データや調査研究成果の発信
- (8) 広域連携

第4 環境衛生研究センターの現状と課題

1. センターの置かれた状況

近年、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や地球規模での気候変動による影響と思われる大規模災害など、過去に例を見ない異常事態が頻発しています。

また、世界的な規模のものだけでなく地域においてもこれまで認識していなかった多様な課題が顕在化してきています。

これら多くの課題に対応するため調査研究機能の強化や環境・衛生行政の中核的・技術的な機関として行政と連携する重要性がこれまで以上に増しています。

このようにセンターを取り巻く状況は大きく変化し、保健衛生・環境保全分野において危機事象への対応の重要性が日増しに大きくなるなどセンターに求められる役割も広がっています。

衛生分野では、食品や医薬品に対する県民のニーズが多様化・高度化するなか、これらの信頼を脅かす事案が次々と発生し、安全に対する不安が高まっています。また、地球温暖化のような環境変化等の影響により、従来想定されなかった感染症や自然毒による被害が懸念されています。

さらに、正確な試験検査の重要性が改めて認識されており、制度面では、試験検査の信頼性確保に必要な様々な取り組みに、国際的な整合性が求められています。

環境分野では、高度成長期に建設され耐用年数を迎えたアスベスト使用建築物の解体が増加しており、アスベスト同定等において正確な測定・検査が求められています。

また、巨大地震等の危機事象発生時にリスクの高い物質が環境中へ漏洩する懸念が高まっています。

一方、公共用水域における環境基準の超過について、関係機関と連携したセンターの取組が一定の効果を上げていますが、今後さらに行政課題に対して科学的根拠に基づく技術的提案など連携を強化していくことが重要です。

また、通常の調査研究業務に加え、環境危機事象では原因物質を迅速に特定し適切に対応するため高度な機器分析技術の習熟が求められる他、マイクロプラスチック等の新たな環境リスクについて、調査研究や情報収集に積極的に取り組み、調査方法の技術向上とともに、その成果を発信していく必要があります。

2. センターが解決すべき課題

センターの置かれた状況や現状を踏まえ取り組むべき課題を、次のように認識しています。

(1) 関係機関との緊密な連携

本庁や保健所等の機関とセンターでは、業務の性質上、認識の差や行政課題解決のための連携、県民ニーズなどの情報共有が十分ではない場合があります、より緊密な連携を図ることが必要です。

(2) 対応分野の拡充

センターにおいて、例えば新興・再興感染症や自然毒、廃棄物及び土壌等について、十分に対応できない場合があります。このため、これまで以上に危機事象に対応できる体制構築が必要です。

(3) 調査研究課題

これまでも行政課題に資する調査研究に取り組んできましたが、前述のとおり他の機関との連携をより密にし、行政課題に貢献する必要があります。特に、毎年のように発生する危機事象発生時には、有効な初期対応がとれるよう普段から行政課題を意識した調査研究に取り組むことが必要です。

(4) 情報発信の強化

保健・環境行政の技術的中核機関としては認知度が低いため、研究成果や活動内容の発信力を強化する必要があります。また、成果だけでなくホームページの充実やイベントの開催、出張講座などを通じ広く県民に親しみをもってもらえるような取組が必要です。

(5) 危機事象対応

水害や地震などによる事業場からの化学物質の漏洩や大規模食中毒の発生さらには新型コロナウイルス等の感染拡大など健康危機事象が近年、頻度を増して

おり、速やかに対応できる体制整備が求められています。

(6) 機能の高度化と人材育成

行政課題は多様化・高度化しており、衛生・環境行政の中核機関としての役割を果たすためには高度な分析・検査技術を持った職員の育成が重要です。さらに、人事異動などによる技術の習得や伝承も課題となっています。

(7) 行政検査の信頼性確保

県民の安全と安心を確保するために、常に高い分析・検査の精度を維持し、信頼性の高い行政検査を実施する必要があります。

(8) 庁舎・設備の整備

現施設は、建設から約50年が経過し老朽化が進み、建設当時と比べて試験検査の内容も多様化、高度化、さらにその結果に対する高い信頼性が求められるなか、現状では施設・設備についても大きな課題があることから新庁舎を建設し設備を更新する必要があります。

第5 環境衛生研究センターの取るべき措置

センターの置かれた状況や現状を踏まえて、本計画期間中に次の事項に重点的に取り組みます。

(1) 関係機関との連携強化による課題解決への貢献

本庁や保健所等の関係機関と積極的に連携し、課題を把握するとともに、業務で得られた知見を基に行政課題解決への貢献に努めます。

また、多様化する県民ニーズに迅速・的確に対応し行政への要請に技術面で応えます。

(2) 対応分野の拡充

センターにおいて十分に対応できていなかった気候変動、廃棄物及び土壌等について、特に危機事象発生時に対応できるよう情報の収集及び技術の習得など機能強化に取り組みます。

その他、マイクロプラスチック対策や環境変化、グローバル化の進展等により新たに懸念される感染症や自然毒被害への対応など新たな課題にも対応できる能力を整備していきます。

(3) 課題解決に資する調査研究の推進

調査研究のテーマ設定に当たっては、本庁や保健所等の関係機関の抱える課題

を把握し、課題の解決に寄与するという視点も踏まえ選定します。例えば、センターでこれまで十分に対応できなかった医薬品や農薬、食品添加物、自然毒などの化学物質について、県民のニーズが高く、リスクが高いものを中心に、調査研究等を通じて分析できる体制の構築を推進します。

また、危機事象発生時に環境中へ漏洩するリスクの高い物質を分析できる体制を構築します。

(4) 成果を踏まえた積極的な情報発信

保健・環境に関する最新の情報を収集、解析しデータベースを構築するだけでなく和歌山県の保健・環境の情報拠点として役割を果たせるよう取り組みます。

また、研究員各自が取り組んだ研究の成果については、可能な限り学会誌への投稿や各種研究会での発表を積極的に行うなど情報発信や認知度の向上に努めます。

さらにセンターの取組が関係機関にしっかり役立てられるためには、センターの役割や機能について県民の方に理解を深めてもらう機会を増やすことが必要であり、県民の方に親しみを持っていただけるよう活動内容等をホームページなどを通じて、積極的に外部に発信するとともに関係機関にも研究発表等を通じて日ごろの成果等を分かり易く発信していきます。

具体的には、「夏休み子供科学教室」、「水辺教室」、「おもしろ環境まつり」及び「出張！県政おはなし講座」など、県民の方にも分かりやすく、気軽に参加出来る各種イベントを積極的に開催し、実験やフィールドワークを通じて地球環境や保健衛生についての理解を深めてもらえる企画運営を行います。

(5) 危機事象対応の充実

危機事象発生時の化学物質の漏洩に備えて、リスクの高い物質の網羅的迅速分析法を開発し、将来発生が予想される南海トラフ巨大地震、東海・東南海・南海地震等の災害にも対応できる体制を整えます。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症等の流行や、自然毒による食中毒、農薬のような化学物質混入事件等の健康危機事象に対しても迅速かつ的確に対応できるような体制を構築します。

その他、分析・検査法の整備だけでなく実践能力も重要になることから合同健康危機管理対応訓練等に積極的に参加するなど、センター職員の緊急時対応能力の向上を図ります。

(6) 調査研究機能の高度化（外部連携）、人材育成（所内の体制づくり）

県の研究機関、大学等との連携を強化し、情報の共有や研究職員間の積極的な

技術交流による人材育成の体制づくりを進めます。

なお、高度な分析技術は、習得が困難であるため、職員には国が実施する研修等を積極的に受講し、一定以上の年数をかけて着実に育成を図るとともに、所内においても OJT を通じて計画的な分析・検査技術の伝承を図ります。

(7) 試験検査体制強化の取組

信頼性の高い試験結果を得るために実施するセンターの様々な取組について、国の動向を基にその手法を国際的な基準と整合するよう整備します。

(8) 庁舎・設備の整備

① 庁舎の再整備

現施設建設から約 50 年が経過し、老朽化が著しいため施設の更新が必要な状況です。また業務上の課題は多様化、高度化し、これまで見られなかった多様で複雑な問題が顕在化しています。

さらに技術的にも測定技術の向上や精度管理の強化など時代の要請に適切に対応する必要があります。

現在、これらの課題や要請に応えるため、2025 年 4 月の供用開始に向けて再整備を進めており施設・設備を一新し、試験検査機能を強化します。

新施設建設に当たっては限られたスペースを有効に使い、建築費、維持費共に抑えながらも機能的で適切な研究検査機能を備えた施設とします。

② 検査・分析機器の更新

検査・分析に必要な機器については、高機能化・省力化等の点で優れた新しい機器を確実に導入していく必要がありますが、現在使用している機器の耐用年数や使用頻度等を勘案しながら年次計画を立案し、優先順位の高い機器から順次更新を進めていきます。

(9) 地球温暖化適応への対応

今後、地域気候変動適応センターを設置し、気候変動適応に関する情報収集、整理、分析による科学的知見の充実に努めます。

また、気候変動に関する施策や情報提供等を通じて、県民、事業者等の気候変動適応に対する理解を醸成し、それぞれの主体による気候変動適応の促進を図ります。

(10) 保健衛生・環境保全行政推進のための情報・技術基盤の構築

全国の公的研究機関との情報交換及び連携、各学会への参加や国などが実施す

る研修や共同研究への参加などによる技術の習得や分析手法の検討・開発能力の向上を図るとともに人的ネットワークを広げ、研究機関としての基盤強化に取り組めます。質の高い調査研究を基に、必要かつ正確なデータを迅速に提供するだけでなく、行政課題解決に資する提案力を強化します。

第6 環境衛生研究センターの今後のあり方

これまでセンターは、主として関係法令に基づき行政の適正な執行のための検査や調査研究に取り組んできました。

今後は、新施設整備による設備面での機能強化と併せて、長期的な視点で人材を育成し組織強化を図るだけでなく県民への成果の還元をより意識し、行政の重点課題や県民と日々接する保健所などが抱える課題への貢献に資する調査研究の更なる強化が求められています。

第3期においては、計画に位置付けた高度な技術と経験を持つ職員の育成、危機事象発生を想定した手法の検討、高度機器の計画的な整備が徐々に実を結び、その結果、これまで対応が難しかった水質事故における原因の究明を図るなど危機事象への対応力向上の成果も出せるようになりました。

こうした流れを継続・拡充するとともに、前章までに述べた取組を推進することで、試験研究機関としての役割を十分に果たし、健やかで安全な生活環境の維持・向上に寄与していきます。